

事 務 連 絡
平成18年9月4日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成18年9月4日付け厚生労働省告示第480号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく製造販売承認を受けた報告品目であって、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 713	3, 794	2, 583	37	14, 127

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) インビラーゼ錠500mg
本剤剤の特殊性にかんがみ、本剤剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(2) カレトラ錠

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	内用薬	インビラーゼ錠500mg	メシル酸サキナビル	500mg 1 錠	422 . 30
2	内用薬	カレトラ錠	ロピナビル・リトナビル	1 錠	386 . 10